

# 公設浄化槽整備事業の流れ(申請から工事計画承諾まで)

各地区公設浄化槽整備促進(推進)協議会  
対応  
(各地区支所内)



## 申請者様対応

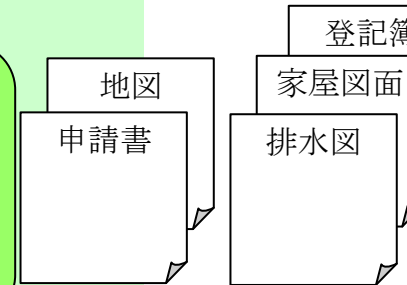
申請書

### ①申請書を受け取る

下水道課(浄化センター(竈359番地))・印野支所・玉穂支所に設置してあります。

### ②添付書類をそろえて、申請書を提出する

下水道課・印野支所・玉穂支所で受け付けます。市の工事の対象とならない排水設備工事等について助成金があります。詳しくは、居住地区の支所へお尋ねください。



## 市職員対応

確認

### ③申請者・市の職員・設計業者による現地立ち会いにて、浄化槽設置場所等を確認する ★設計業者が測量して、図面を作成します(市負担)

浄化槽の設置希望場所の確認のほか、トイレ等を流していただき排水管の現状などについて確認します。一定期間、設計業者が図面作成のため測量作業を行います。

### ④公設浄化槽設置工事の協議を行う ★工事を実施するか最終確認になります

市が行う公設浄化槽設置工事の施工時期、設計図、経費(分担金、増嵩経費)等について説明します。公設浄化槽設置に係る申請者が負担する工事および排水設備工事について、見積もりや助成金の確認をしていただいでから回答いただくことも可能です。

#### ◇工事の内容について変更を要求する場合

説明した内容で、工事時期の延期等を希望される場合は、「公設浄化槽設置工事計画変更要求書」に記名・捺印いただきます。準備が整った際に、右記の承諾書をいただきます。

#### ○工事の計画について承諾いただける場合

「公設浄化槽設置工事計画承諾書」と「協定書」に、記名・捺印いただき、市が工事の手続きを進めます(入札・工事業者との契約)。設置した浄化槽は、原則として10年間使用いただくこととなりますので、ご注意ください。

工事準備が整ったら再度協議を行う

工事に向けた手続きに進みます



### <宅内工事費助成金>

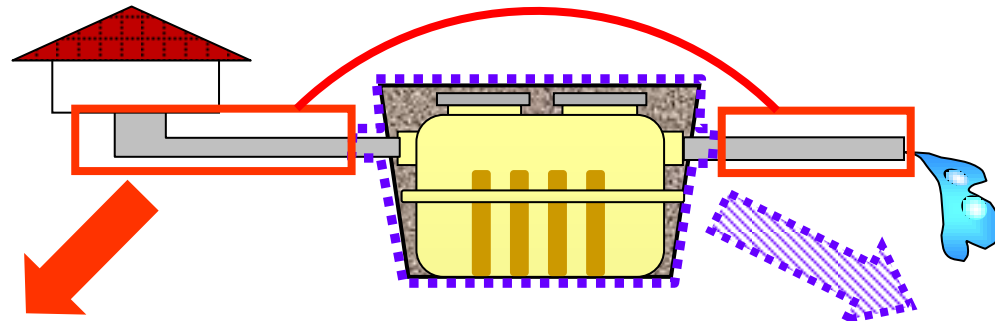
市の工事の対象とならない排水設備工事や増嵩経費が発生した場合に、助成金の対象となる条件や手続き方法を確認してください。


※建築確認を必要とする新築・増築等は対象外です。

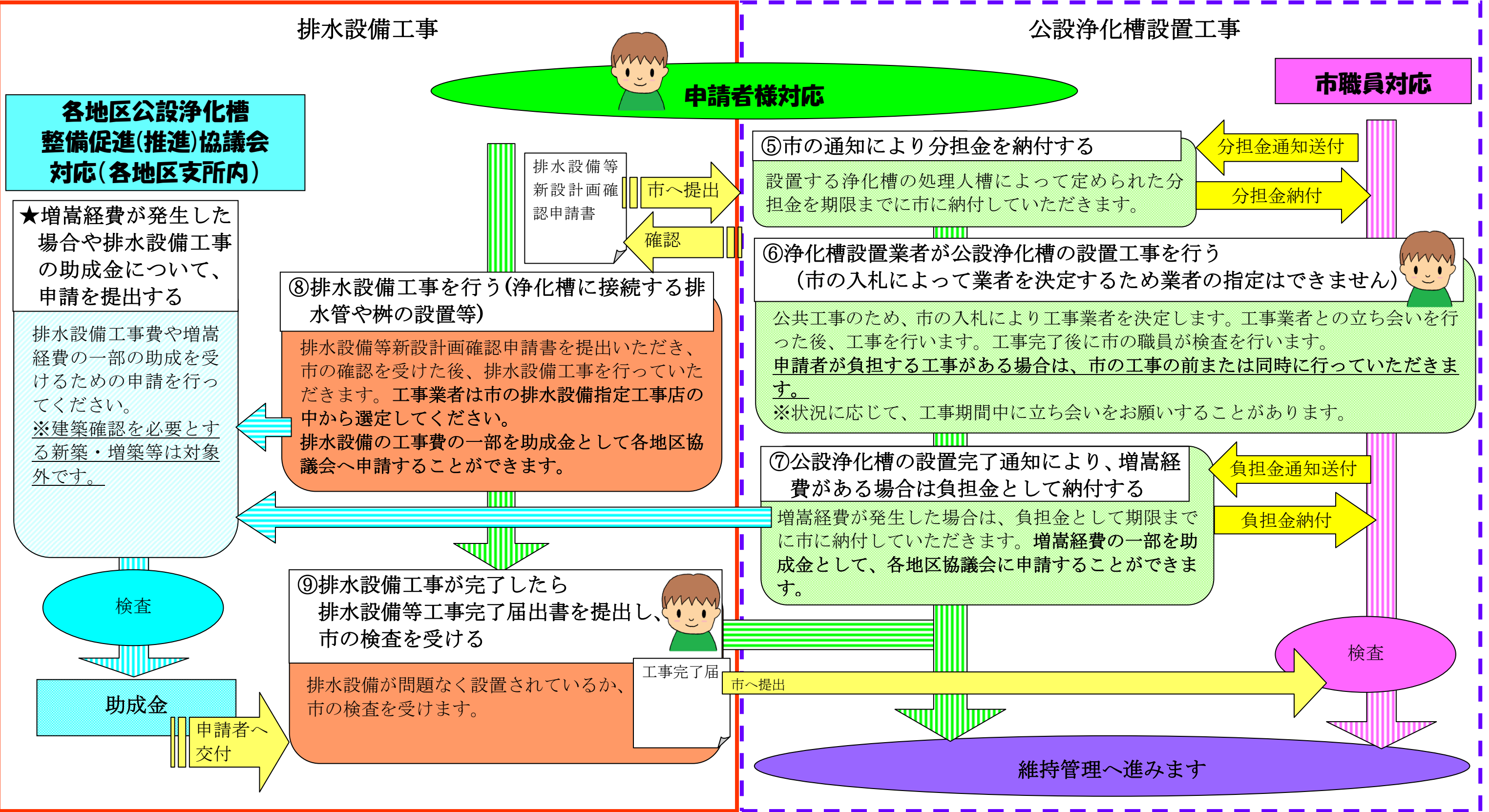
このマークがある場合は申請者の立ち会いが必要です

# 公設浄化槽整備事業の流れ(分担金納付から工事完了まで)

- ・・・申請者様実施工事
- ・・・御殿場市実施工事  
※申請者が負担する工事を除く



 このマークがある場合は申請者の立ち会いが必要です



**各地区公設浄化槽整備促進(推進)協議会 対応(各地区支所内)**

★増嵩経費が発生した場合や排水設備工事の助成金について、申請を提出する

排水設備工事費や増嵩経費の一部の助成を受けるための申請を行ってください。  
※建築確認を必要とする新築・増築等は対象外です。

検査

助成金

申請者へ  
交付

排水設備等新設計画確認申請書

市へ提出

確認

⑧排水設備工事を行う(浄化槽に接続する排水管や柵の設置等)

排水設備等新設計画確認申請書を提出いただき、市の確認を受けた後、排水設備工事を行っていただきます。工事業者は市の排水設備指定工事店の中から選定してください。排水設備の工事費の一部を助成金として各地区協議会へ申請することができます。

⑨排水設備工事が完了したら排水設備等工事完了届出書を提出し、市の検査を受ける

排水設備が問題なく設置されているか、市の検査を受けます。

工事完了届

市へ提出

公設浄化槽設置工事

市職員対応

⑤市の通知により分担金を納付する

設置する浄化槽の処理人槽によって定められた分担金を期限までに市に納付していただきます。

分担金通知送付

分担金納付

⑥浄化槽設置業者が公設浄化槽の設置工事を行う(市の入札によって業者を決定するため業者の指定はできません)

公共工事のため、市の入札により工事業者を決定します。工事業者との立ち会いを行った後、工事を行います。工事完了後に市の職員が検査を行います。申請者が負担する工事がある場合は、市の工事の前または同時に行っていただきます。  
※状況に応じて、工事期間中に立ち会いをお願いすることがあります。

⑦公設浄化槽の設置完了通知により、増嵩経費がある場合は負担金として納付する

増嵩経費が発生した場合は、負担金として期限までに市に納付していただきます。増嵩経費の一部を助成金として、各地区協議会に申請することができます。

負担金通知送付

負担金納付

検査

維持管理へ進みます

# 公設浄化槽整備事業の流れ(使用開始から維持管理)



## 申請者(使用)様対応

⑩ 浄化槽使用開始届出書を提出し、使用を始める

保守点検・清掃を委託する業者を市と契約している業者の中から選択し、浄化槽の使用を開始します。

使用開始届出書

## 市職員対応

### 使用開始後の流れ(毎月・毎年同様の流れ)

#### 使用料通知

通知

⑪-2 毎月の使用料を納付する

設置する浄化槽によって定められた使用料を期限までに納付いただきます。

⑪-1 使用料を決定し、通知を送付する

使用料の通知を作成し、送付する。

納付

納付いただいた使用料

#### 保守点検・清掃・法定点検

⑫-1 保守点検・清掃・法定検査の依頼をする

保守点検・清掃・法定検査の実施者に点検等の実施を依頼する。

検査等依頼

保守点検・清掃業者  
法定検査実施者

⑫-3 保守点検・清掃・法定検査に要した費用を支払う

保守点検・清掃・法定検査の内容を確認し、費用を点検等実施者に支払う。

支払い

検査結果等報告

⑫-2 保守点検・清掃および法定点検を実施する

○保守点検(年3回)、清掃(年1回)を実施し、検査結果を報告する。  
◇法定検査(年1回)を実施し、検査結果を報告する。

⑫-4 検査結果により使用者様に連絡をする

検査結果によって、使用状況の確認・改善を通知することがあります。

